

佐久市立望月小学校

いじめ防止対策基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念
2. いじめの定義
3. いじめ防止のための組織
4. 年間計画
5. 取り組み状況の把握と検証

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方
2. いじめ防止のための措置

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方
2. いじめの早期発見のための措置

第4章 組織対応

第5章 いじめ対策マニュアル

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる事が大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、学校教育目標「かしこく・やさしく・たくましく」に基づき、知徳体のバランスが取れた人間形成教育を行っている。全ての児童の健全な成長のために人権教育に重点を置くものとし、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) いじめに対する教員の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

いじめに対して教員がとるべき基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称：「いじめ・不登校対策委員会」の設置

(2) 構成員：学校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、スクールカウンセラー、SMA

【調査班】 学年主任, 担任, 養護教諭,

【対応班】 学年主任, 担任, 学年担任, 副担任

- (3) 役割 : ①学校いじめ防止基本方針の策定
②いじめの未然防止
③いじめの対応
④教職員の資質向上のための校内研修
⑤年間計画の企画と実施
⑥年間計画進捗のチェック
⑦各取り組みの有効性の検証
⑧学校いじめ防止基本方針の見直し
⑨緊急対応

4. 令和6年度 年間計画

この基本方針に沿って, 以下の通り実施する。

(1) いじめ防止のための組織的な取り組み

平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図るため, 全教職員・児童・保護者に対して「いじめ防止」のための取り組みを以下のように組織的に行う。

学期	月	場	内容	対象
一学期	4月	職員会議	「いじめ」に対する基本方針の確認	職員
	5月	職員会議	年間人権指導計画の確認	職員
	6月	こころの相談週間①	全学級で担任と児等とが相談をする	児童
	6月	いじめアンケート①	全校児童を対象に、いじめに関するアンケートを実施する	児童
二学期	11月	いじめアンケート②	全校児童を対象に、いじめに関するアンケートを実施する	児童
	12月	こころの相談週間②	全学級で担任と児等とが相談をする	児童
	12月	Q-Uテスト・アセス	学級の様子を把握する	全学級
三学期	2月	もちっこ応援団推進委員会	一年間の「いじめ」に関する報告	もちっこ応援団推進委員
	2月	学校だより	一年間の「いじめ」に関する報告	保護者
	2月	ホームページ	一年間の「いじめ」に関する報告	地域住民
その他	毎月	校長講話	人権尊重・友達を大切にすること	児童
	毎週	道徳授業	他人を尊重すること	児童
	随時	人権研修	人権感覚を高める研修	職員
	毎月	いじめ防止対策委員会	各学年からの実態報告や「いじめ」に関する報告	学校運営委員
	毎週	学年会	各学級の生徒指導実態	学年主任・担任
	随時	カウンセリング	スクールカウンセラーによる	児童・保護者 (希望者)

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的考え方

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事活動等それぞれの特質に応じ総合的に推進する必要がある。これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築けるように、全教職員は目的意識を持って日々取り組まねばならない。そうすることにより、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. いじめの未然防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また、児童に対してもホームルームや学年・学級活動などで、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

人権教育・学校行事の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) 教職員の指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。また、学年・学級やクラブ活動等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育む。なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

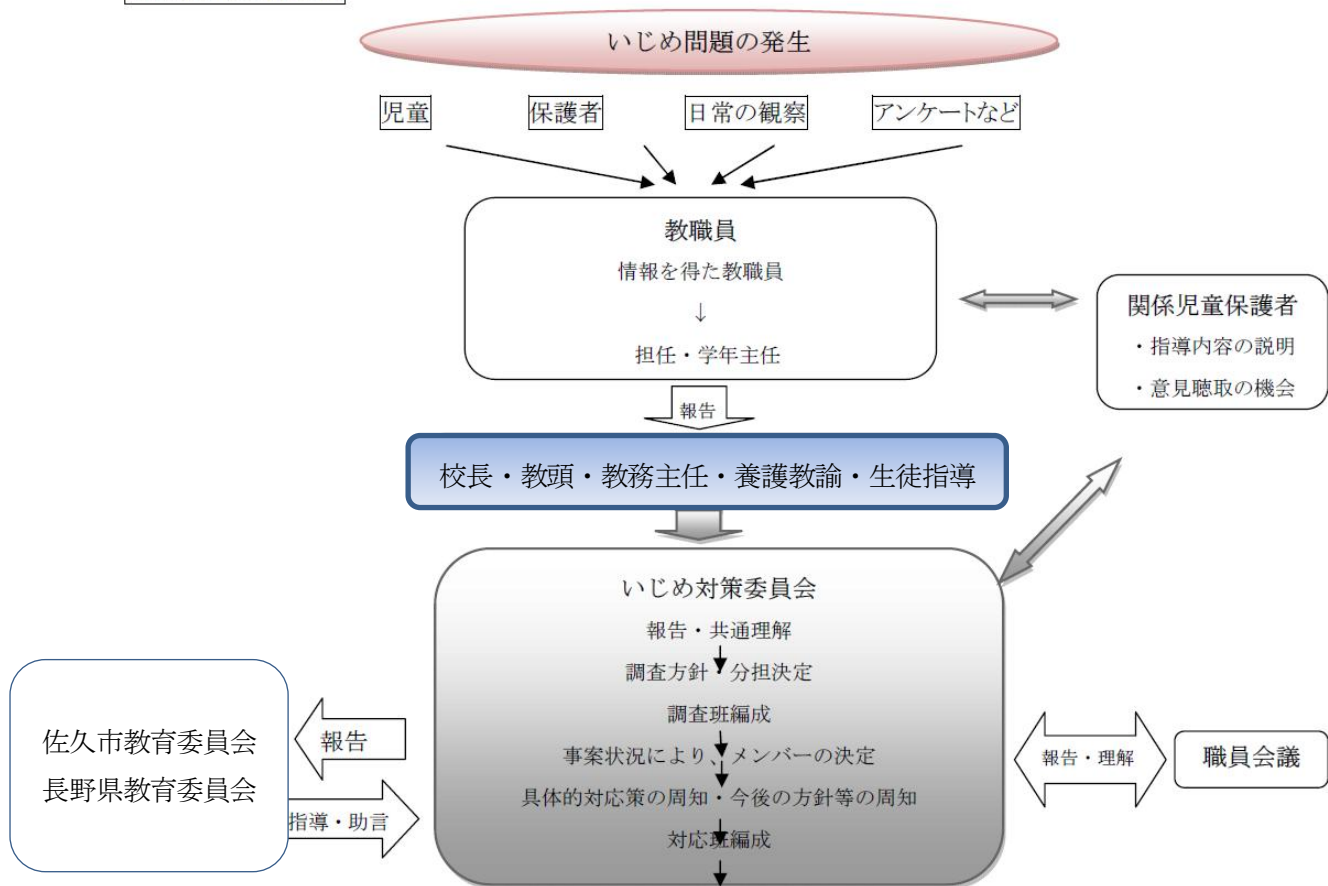
2. いじめの早期発見のための措置

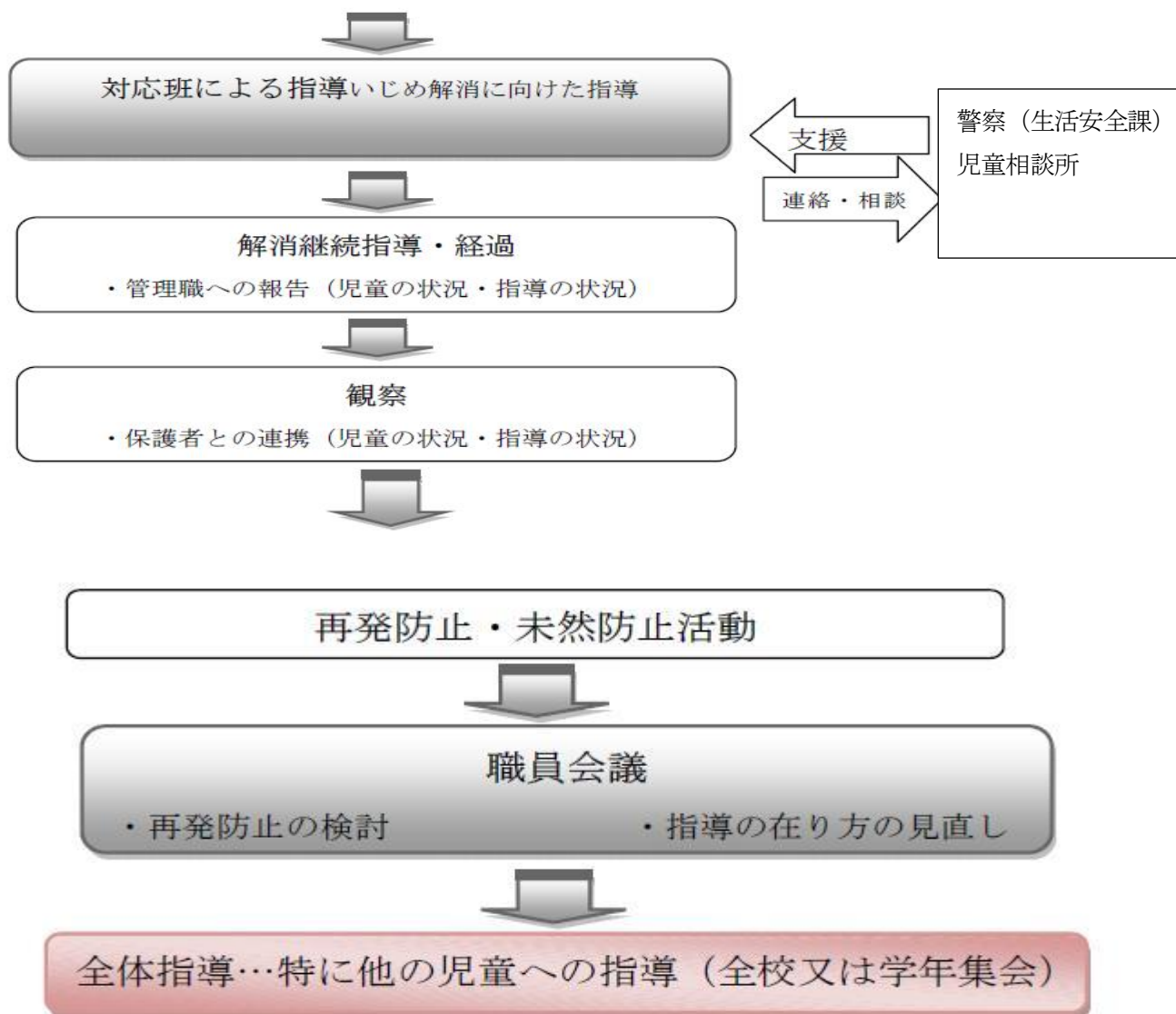
- (1) 学校は、休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 家庭における保護者のいじめチェック等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (3) 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、カウンセラーや教育支援教員の利用について広く周知させることにより、児童および保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- (4) 教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

第4章 組織対応

1. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

案件発生時の系統図





2. 監督官庁，警察，地域等の関係機関との連携

(1) 監督官庁との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には，学校で抱え込むことなく，速やかに監督官へ報告し，問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。解決が困難な事案については，必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し，早期の解決を目指す。

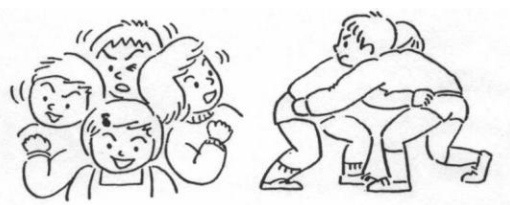
(2) 出席停止・転学退学措置について

他の児童の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については，いじめ防止対策委員会と生活指導部が連携し，出席停止等の懲戒処分の措置を検討する。出席停止の制度は，本人の懲戒という観点からだけでなく，学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設ける事もある。また，いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等，いじめられた児童をいじめから守りぬぐために，必要があればいじめた児童に対し転学や退学について弾力的に対応する。

(3) 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や児童相談所に相談し、連携して対応する。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合は直ちに通報する場合がある。

第5章 いじめ対応マニュアル（別紙）



いじめ対応マニュアル

佐久市立望月小学校

いじめ対応マニュアルの活用について

1 作成の目的

教職員一人一人が、いじめへの適切な対応と児童生徒自らいじめを解決する力を身に付けるための指導の在り方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図るため。

2 資料の内容

これまでに文部科学省、各県教育委員会等で作成された生徒指導関係資料を参考に、教職員一人一人が理解しなければならない内容について盛り込み、学校現場において活用しやすいようにした。

3 資料の構成と活用上の留意事項

(1) 構成

1枚シートに1項目となるように構成し、図や吹き出しを用いることでわかりやすくなるようにした。

(2) 活用例

- ① 教職員一人一人が、自己研鑽のための資料として
- ② 学校における生徒指導方針を決めていく際の資料として
- ③ 生徒指導主事（主担当者）や教育相談担当者を中心となって行う校内研修の資料として
- ④ いじめ発生時の対応をチェックする資料として
- ⑤ アンケートなど実態把握の材料として

(3) 活用上の留意事項

本資料をもとに、各学校において、必要に応じて内容を加えるなどして活用していただきたい。今後マニュアルに盛り込むべき課題としては、「ネット上のいじめへの対応」「自殺等への緊急対応」「いじめを起こさない学校づくり」「教育相談体制の改善」「地域・マスコミ等への対応」「いじめ問題への取り組みの点検」等がある。

4 目次

- ①いじめへの対応（全体計画）
- ②いじめ防止のための校内体制
- ③いじめの早期発見・早期対応
- ④いじめ被害者への対応
- ⑤いじめ加害者への対応
- ⑥いじめの観衆・傍観者への対応
- ⑦いじめ等のアンケート

②いじめ防止のための校内体制

いじめを許さない学校づくり

- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努める。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努める。
- いじめている児童生徒に対しては、毅然とした指導を行う。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていく。

校内いじめ対策委員会

- 校長 □ 教頭 □ 生徒指導
 - 学年主任 □ 養護教諭 □ 教育相談担当
 - 関係教諭 □ スクールカウンセラー □ その他
- <内容>
- ・いじめ防止の全体計画の策定
 - ・いじめ発見のための調査
 - ・関係機関との連携
 - ・保護者への対応
 - ・いじめ事案への対応や指導方針等の協議等

いじめの早期発見・早期対応

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- いじめの事実関係の究明では、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙遜に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、大学、教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- 学校、家庭、地域社会等の関係者が一体となり早期解決に向け取り組む。
- いじめ問題の解決後も継続的な指導支援に努める。

観察・情報収集

- 日常的な観察
- いじめチェック表の活用
- 定期的なアンケート調査の実施
- 気づいたことをメモして残す
- 教職員間の情報交換
- 保護者等からの情報提供等

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

いじめられている児童生徒

- 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 安心：具体的な支援内容・居場所を示し、安心感を与える。
- 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。
- 回復：人間関係(交友関係)の確立を目指す。
- 成長：本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
- 心理的ケアを十分に行う。

学級の傍観者へ

- グループ等への指導を行う。
- 学級全体への指導を行う。
 - ・具体的事実に基づいて話し合う。
 - ・自分の問題として考えさせ、「いじめは絶対に許されない行為」であることに気づかせる。
 - ・日頃から人権意識(感覚)を育む取組をする。
- 学年及び学校全体への指導を行う。
 - ・「人権の日」の取組の充実を図る。

再発防止

- 児童生徒の心を育てる
 - ・生命尊重・人権尊重
 - ・思いやりの心等
- 教師の心・技を磨く
- 組織的対応力をつける

いじめている児童生徒

- 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
- 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- 内省：いじめられた子どものつらさに気づかせる。
- 処遇：課題解決のための援助を行う。
- 回復：体験活動等を通じて所属感を高める。
- 心理的ケアを十分に行う。

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情(怒り、不安、自責の念等)を理解する。
- 被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

共通理解
連携協力

職員会議

学年会

いじめの把握

関係者への対応

連携・組織的対応

学校・家庭・地域社会・関係機関（相談機関、警察等）

③

いじめの早期発見・早期対応

いじめ…どの子にも、どの学校でも起こりうる

しない、させない、見逃さない!

いじめに係る情報収集・実態の把握

- 1 教師が豊かな感性で日頃から児童生徒理解、観察に努める。
- 2 児童生徒との信頼関係を築くとともに、児童生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠べいすることなく迅速に対応する。

<いじめに関する情報収集及び実態把握の方法>

- 1 生活実態調査（いじめアンケート調査等）
- 2 個人面談
- 3 日常的な観察
- 4 生活点検表（生活日記）
- 5 心理テスト 等

迅速かつ
組織的に
対応

いじめられている子の立場に立ち、徹底して守り通す

いじめの判断について

本人や保護者からのいじめの訴え、いじめの目撃、いじめの目撃情報 等

詳細な調査の実施（関係児童生徒からの聞き取り、アンケート調査 等）

<いじめの判断>
「いじめである」ことの説明、あるいは、「いじめとは言えない」ことの説明

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返り起こったり、正解に対して、冷やかしたりよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起ったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「○○死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌が作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うとき特定の子ども名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「○○鬼」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたくない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聞いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にいい口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分は大めだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに關心を持つ。

教職員間の共通理解・情報連携

- 常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- 職員朝会等において、生徒指導主事等による「児童生徒の状況報告」を行う。
- 学年会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 生徒指導委員会（部会）でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 保健室（養護教諭）から情報の提供を受ける。
- 部活動顧問から情報の提供を受ける。

いじめに係る情報収集及び実態把握

地域からの情報

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道端や公園などで、一人ぼつんとしている。
- 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童生徒の様子を報告してもらう。

④

いじめの被害者への対応

いじめられた児童生徒の側に立った親身の対応

本人のつらい気持ちを理解し、心理的ケアを施す

教師の対応

全力で守り通すこと、秘密を守ることを保障

- 1 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
- 2 被害を受けた児童生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、**全力で守り通す姿勢**を示す。
- 3 教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との**安心感を与える**よう努める。
- 4 被害を受けている児童生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、**自信を持たせる**。
- 5 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りを努め、**人間関係の改善充実**を図る。
- 6 **自己理解**を深め、**課題克服**、**自立への支援**を行う。
- 7 家庭との**連絡を密にし**、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- 8 加害者の児童生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。
- 9 子育てに自信を失っている保護者には、連携を図りつつ、元気づける。

スクールカウンセラーとの連携

家庭での対応等として

学校・家庭間の緊密な連絡

- 1 いじめられている事実が判明した場合の対応
 - ・家庭における「**子どもの居場所**」を確保する。
 - ・不安を除去し、安全の確保に努める。
 - ・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
 - ・学校との**連絡を密にし**、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
 - ・ひどくいじめの場合は、**学校を休ませる**ことが必要な場合もある。
 - ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。
- 2 些細な変化（危険信号）に気づく（特に自殺のサイン）
 - ・死につながるような発言はないか？
 - ・自殺のニュース等に対し同情する発言はないか？
 - ・眠れない様子はないか？
 - ・死を賛美する言動はないか？

具体的な対応

受容・傾聴・共感

- 1 話をうなづきながら聴く
 - ・子どもの訴えについて、顔を見ながら一言一言にうなづきながら聴くことにより、「君のことはしっかり聴いているよ」という暗黙のメッセージを伝える。
- 2 本人の訴えた言葉を復唱する
 - ・「あなたの話をこのようにしっかり聴いているよ」というメッセージになり、子どもに安心感を与える。
 - ・自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくることができる。
- 3 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える
 - ・教師が事実関係の掌握に誤りがないかどうか確かめる。
 - ・被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。
- 4 わからないことを質問する
 - ・話していることがよくわからないからといって子どもの話を遮ってまで聴かない。
 - ・「わからないことがあるから質問していい？」と尋ねてから聴く。
 - ・不明確なところを簡潔に整理してから質問する。
- 5 本人が努力していることを支持する
 - ・「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認める言葉をかける。
 - ・本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的な言葉を言わない。
 - ・否定の言葉よりも、「どうしてそうしたの？」「どんな気持ちだったの？」など、その気持ちを聴いてみるようにする。

好ましくない対応・考え方

- 1 いじめの存在に気づかない
 - ・「本人がいじめを告白しないといじめはわからない」という考え方、
 - ・「いじめられているようには見えなかった（楽しそうにしていた）」等。
- 2 いじめの深刻さに気づかない
 - ・「いじめられる方にも問題がある」という考え方、
 - ・「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」という考え方 等。
- 3 否定認識や不用意な発言
 - ・「やられたらやり返しなさい」・「反抗できない方が悪い」・「負けるな、頑張り、いい試練だ」
 - ・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言 ・児童生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言 ・「被害者保護優先」を無視した発言 ・自己防衛的な発言 ・被害者の「痛み」に共感を示さない発言 ・具体性のない発言 等。
- 4 不適切な対応
 - ・十分な事実確認をしないで被害者加害者の話し合いの場を持つ。
 - ・本人や相手の合意を得ないまま対面の話し合いを持つ。
 - ・日時、話し合いのルール等を定めない。
 - ・どちらの言い分が正しいかを決めつける。
 - ・教師が裁判官的な立場で対応する。
- 5 外部の情報等を活用しない
 - ・「密室」の対応になっている。
 - ・いじめ防止に役立つ記録等を公開しない。

<確認すること>
いつ頃からいじめがあるのか？どんな時に？
どんなことから？きっかけは？
どこで？
どんな方法で？
1対1？複数？グループ？誰が（命令）？

⑤

いじめの加害者への対応

いじめは「人権侵害」である

「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導

基本的な姿勢

その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する

- 1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、共感的に理解するとともに、いじめた児童生徒の内面を理解するよう努める。
→心理的ケアを十分に行う。

教師の対応

加害児童生徒の心情の共感的理解

- 1 いじめを完全にやめさせる。
- 2 いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- 3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
・何が合ったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？ ・どこで？
・どんな気持ち？ ・どんな方法で？ ・誰が（命令）したのか？ ・複数？ 等。
- 4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- 5 相手に与えた苦しみ、痛みを気づかせる。
- 6 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- 8 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- 9 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

対応のポイント

「事実をしっかり認めさせる」

「決して言い逃れはさせない」

「きちんと謝罪をさせる」

「それ以上罰しない」

「今まで以上に関わりをもつ」

好ましくない対応

- 1 権威的な指導
 - ・学級等みんなの前でいじめた児童生徒を非難する。
 - ・体罰を行う。
 - ・子どもの人格を否定するような発言をする。
 - ・命令口調で対応する。
 - ・過去を引き合いに出す。
 - ・追い詰めたり、問い詰めたりする。
 - ・兄弟姉妹と比較する。
- 2 基本認識を誤った指導
 - ・何もかも「いじめ」と決めつける。
 - ・教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断する。

保護者への対応

連携・協力、毅然とした姿勢

- 1 保護者の心情を理解する
 - ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安 等。
 - ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 - ・子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- 2 事実関係は正確に伝える
 - ・憶測で話をしない。
 - ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- 3 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする
 - ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- 4 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す
 - ・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

家庭での対応として

子どもにとって何が良いのかを考える

- 1 両親が一緒に叱責しない
 - ・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- 2 事実を聞き出す
 - ・どんな行動をしたのか？ ・その結果どうなったのか？
- 3 徹底的にいじめを否定する
 - ・「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」 ・「いじめられた子は苦しんでいる」 ・「おまえの気持ちはわかった、一緒に考えよう」 等。
- 4 きちんと謝罪する
 - ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
- 5 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

⑥ いじめの観衆・傍観者等への対応

観衆・傍観者も加害者と変わらない

いじめはみんなの問題

「いじめを許さない」毅然とした姿勢

いじめの観衆

いじめを強化する存在

→ 自分は直接いじめを行わないが、声援や拍手を送り、精神的支援をする役割を果たす者

<背景>

- ・ いじめの報復を恐れている。
- ・ 仲間はずれにされたくない。
- ・ いじめがおもしろい。
- ・ 被害者への不快感がある。

積極的な関係者
自己防衛的な同調者

いじめの傍観者

いじめを支持する存在

→ いじめに対し、積極的に支援は行わないが、制止することはせず、見て見ぬふりをし、関わりを避けようとする者

<背景>

- ・ 「次は自分がいじめられる」との葛藤がある。
- ・ 正義感はあるが、いじめへの抑止力はない。
- ・ 自分の関心をもつものにしか気が向かず、人との関わりに無関心である。
- ・ 周りがどうであれ、我関せずの姿勢である。

葛藤のある者
無関心な者

<はやし立てる児童生徒>

- はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

<見て見ぬふりの児童生徒>

- いじめは他人事でないことを理解させる。
- いじめを知らせる勇気を持たせる。
- 傍観は、いじめの行為への負担と同じであることに気づかせる。

<学級全体への指導>

- 「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- 傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- 道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 学校行事を通して、学級の連帯感を高める。
- 児童生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定する。

問題解決能力の育成

日々の教育活動において

<学級活動・道徳等>

- 自主的、実践的な態度や健全な生活態度を身に付けさせる。
- 児童生徒の問題解決を援助する教育活動となるよう努める。
- 児童生徒の悩みや心の揺れ、葛藤など具体的な事例をもとに指導する。
- 体験活動を生かした心に響く道徳教育を実践する。

<学級経営> → 信頼関係が基盤

- 「いじめは人権侵害である」との認識に立ち、学級経営において「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- 児童生徒と共に集団生活に必要な「ルール・マナー」について考え、身につけさせる。
- 自己を肯定的に捉え、他者を尊重する心を育む。
- 人間的な関わりを通して、よさを認め合い、共感的な態度を育む。
- 様々な活動を通して、自己表現できる力やコミュニケーション能力を育む。

<学校行事>

- 学校生活が豊かで充実したものになる学校行事となるよう努める。
- より大きな集団（全校、学年）による人間関係を学ぶ教育活動となるよう努める。
- 多彩な内容を含んだ総合的、創造的な教育活動になるよう努める。
- 励まし合い、協力し合って物事を達成していく喜びや充実感を味わわせる。

⑦

いじめのアンケート等

いじめの実態を把握するためのアンケート(例)

- いじめに関するアンケート年組(男・女)
- 1 今学期、あなたは学校の友達にいじめられたことがありますか。
(アはい イいいイ)
- (1) 誰にいじめられましたか。
(アクラスの人 イ同学年の人 ウ上級生 エ下級生)
- (2) それほどのようないじめでしたか。
(アこぼまでのいじめ イ無視 ウ仲間はずれ エいたずら書き オものを隠されたカ金品を取られた キその他())
- (3) それはいつ頃でしたか。()月頃
- (4) どんな時にいじめられましたか。
(ア登下校中 イ授業中 ウ休み時間・昼休み エ給食、清掃中 オ放課後カ下校後 キ音活動中 クその他())
- (5) いじめられたことを誰かに話しましたか。
(ア親 イ先生 ウ友だち エ誰にも話さなかった オその他())
- (6) いじめられたことを先生に話さなかった人は、その理由を一つ選んでください。
ア話したことがわかるともっといじめられるから
イ話してもいじめは無くなると思ったから
ウ自分がいじめられていることを知っていると思ったから
エその他()
- (7) そのいじめは解決しましたか。(アはい イいいイ)
- 2 あなたは学校の友達をいじめたことがありますか。
(アはい イいいイ)
- (1) いじめたときの気持ちで最も近いもの一つを選んでください。
アいじめないと自分がいじめられそうだから
イ友だちに命令されたから
ウその子が気に入らなかったから
エみんながいじめていておもしろそうだったから
オその他()
- 3 あなたは学校の友達がいじめられているのを見たことがありますか。
(アはい イいいイ)
- (1) それほどのようないじめでしたか。
(アこぼまでのいじめ イ無視 ウ仲間はずれ エいたずら書き オものを隠されたカ金品を取られた キその他())
- (2) それほどどんな時でしたか。
(ア登下校中 イ授業中 ウ休み時間・昼休み エ給食、清掃中 オ放課後カ下校後 キ音活動中 クその他())
- (3) いじめを見たとき、どうしましたか。
(ア止めたり、助けを呼んだりした イ何もしなかった ウいじめる側で味方したエその他())
- (4) いじめを見たことを誰かに話しましたか。
(ア親 イ先生 ウ友だち エ誰にも話さなかった オその他())
- (5) いじめを見たことを先生に話さなかった人は、その理由を一つ選んでください。
ア話したことがわかるともっといじめた子に何かされると思ったから
イ自分の気持ちがいじめる人たちと同じだったから
ウ話してもいじめが無くなると思ったから
エその子がいじめられていることを知っていると思ったから オその他()

※ アンケートの活用について

- アンケートの項目は、把握したい内容によって設定する。
- アンケートを記入させるときは、記入時の様子をよく観察し、正直にかける場を設定する。
- アンケートは定期的に実施し、児童生徒一人一人の様子を把握する。

定期的なアンケート調査等による実態把握

いじめに関する自己チェックシート(例)

☆ いじめにつながりやすい意識について自己評価し、考えさせるシート(例)。

- 次の項目について、「A よくあてはまる B 少しあてはまる C あまりあてはまらない D まったくあてはまらない」の4つのうち、最も近いものを選んでください。
- 1 ほかにの子をからかったり、冷やかすことがおもしろい。
(A - B - C - D)
 - 2 ほかに子が間諜いをするとおもしろい。
(A - B - C - D)
 - 3 ほかに子が成功すると腹が立ったり、気に入らなかつたりする。
(A - B - C - D)
 - 4 朝や帰りの会のあいさつをクラスみんなとすることは面倒くさい。
(A - B - C - D)
 - 5 人の持ち物を取ったり、壊したりすることがおもしろい。
(A - B - C - D)
 - 6 顔や身体、くせ、家庭のことを言って人をばかにしたりからかったりするのが楽しい。
(A - B - C - D)
 - 7 ばかにしたりからかったりしても、かまわないと思っている人がいる。
(A - B - C - D)
 - 8 自分の思い通りにならないことがあると、ほかにの人のせいにしてほしい。
(A - B - C - D)
 - 9 係活動や清掃などで、嫌な仕事やおどろの子にやってもらいたい。
(A - B - C - D)
 - 10 遊びや罰ゲームで、ほかにの子に取っかきいことや嫌がることをさせるのが楽しい。
(A - B - C - D)

※ チェックシートの活用について

- 氏名記入式で提出させ個人への支援に活用したり、回収せず児童生徒がそれぞれ自分自身を振り返り、自己評価を行う際に助言をしたりするなど、児童生徒の発達の段階に応じて適切に活用する。
- AやBをつけた児童生徒に対しては、否定的に捉えるのではなく、何かのストレスや不安を抱えているのではという視点に立ち、言葉かけをしたり相談したりするなどの支援を行う。
- 自分を正直に振り返って自己評価させることにより、行動や考え方をよりよい方向に改善する気持ちをもたせる。
- 語尾を「～する。～させる。」に変え、言動面のチェックシートとして活用することもできる。

いじめの早期発見・早期解決、再発防止

よい学級づくりに向けてのアンケート(例)

☆ 子どもにとって、「よい学級」と「いやな学級」について考えさせ、自分たちの手で「よい学級」をつくっていく意欲を高めるためのアンケート(例)。

【よい学級をつくらう!】年 組氏名

- 1 あなたにとって、「よい学級」とは、どのような学級ですか。
- 2 あなたにとって、「いやな学級」とは、どのような学級ですか。
- 3 あなたが、同じ学級のほかにの人から、「してほしいこと」とは、どのようなことですか。
- 4 あなたが、同じ学級のほかにの人から、「してほしくないこと」とは、どのようなことですか。
- 5 1であげた「よい学級」をつくるために、あなたができることは、どのようなことですか。
- 6 2であげた「いやな学級」にならないために、あなたができることは、どのようなことですか。

※ アンケートの活用について

- このアンケートは、年度はじめや学期はじめなどの学級づくりの時期に実施する。
- アンケートをもとに、いやな学級と対比しながら、よい学級像について考えさせ、そのために必要な具体的な行動やルールを自分たちでつくり、月目標等に生かす。
- 学級における行動内容やルールを定期的に評価し、結果を学級全体で検討する。不十分な点については対策を立て、場合によっては行動内容やルールの追加及び修正を行う。